「シストレ24MirrorTrader取引説明書」の一部改正について

下線部変更(平成25年6月24日)

(平成25年6月24日)									
現 行				変 更 後					
(前 文) (省 略)				(前 文) (現行通り)					
(枠 内)			(枠 内)						
I ~IV (省 略)				I ~IV (省 略)					
V (省 略)			7	V(省 略)					
カバー先の商号	業務内容	監督当局		カバー先の商号	業務内容	監督当局			
ジー・ケー・ゴ	証券業	シンガポール通貨		ジー・ケー・ゴ	証券業	シンガポール通貨			
ー・フィナンシ		庁		ー・フィナンシ		庁			
ャル・サービシ				ャル・サービシ					
ス				ス					
ドイツ銀行	銀行業	ドイツ連邦金融監		ドイツ銀行	銀行業	ドイツ連邦金融監			
		督局				督局			
ゴールドマン・	証券業	英国金融庁		ゴールドマン・	証券業	英金融行為機構お			
サックス・イン				サックス・イン		よび英健全性規制			
ターナショナル				ターナショナル		<u>機構</u>			
シティバンク、	銀行業	米国および英国の		シティバンク、	銀行業	米国の金融監督			
エヌ・エイ		金融監督庁		エヌ・エイ		<u>庁、英金融行為機</u>			
						構および英健全性			
						規制機構			
バークレイズ銀	銀行業	英国金融庁		バークレイズ銀	銀行業	英金融行為機構お			
行				行		よび英健全性規制			
						機構			
ユービーエス・	銀行業	スイス連邦銀行委		ユービーエス・	銀行業	スイス連邦金融市			
エージー		員会		エージー		場監督機構			
コメルツ銀行	銀行業	ドイツ連邦金融監		コメルツ銀行	銀行業	ドイツ連邦金融監			
		督局				督局			
OCBC 証券	証券業	シンガポール通貨		OCBC 証券	証券業	シンガポール通貨			
		庁およびシンガポ				庁およびシンガポ			
		ール取引所				ール取引所			
モルガン・スタ	金融商品	英国金融庁		モルガン・スタ	金融商品	英金融行為機構お			
ンレー・アン	取引業			ンレー・アン	取引業	よび英健全性規制			
ド・カンパニ				ド・カンパニ		機構			
ー・インターナ				ー・インターナ					
ショナル				ショナル					
カンター・フィ	証券業	英国金融庁		カンター・フィ	証券業	英金融行為機構お			

現 行 変 更 後 ッツジェラル ッツジェラル よび英健全性規制 ド・ヨーロッパ ド・ヨーロッパ 機構 VI~IX (省略) VI~IX (現行通り) (本 文) (本 文) 1. (省略) 1. (現行通り) 2. シストレ24のルールおよび仕組みについて 2. シストレ24のルールおよび仕組みについて (1)~(3) (省略) (1)~(3) (現行通り) (4) 取引の方法 (4) 取引の方法 ①取引通貨の種類および最小変動幅 ①取引通貨の種類および最小変動幅 (省 略) (現行通り) ※最小売買単位は、1万通貨単位とします。 ※最小売買単位は、1千通貨単位とします。 ※「最小変動幅×10,000(円/米ドル/カナダドル/ ※「最小変動幅×1,000 (円/米ドル/カナダドル/ スイスフラン/NZドル/ポンド/豪ドル)」の差損 スイスフラン/NZドル/ポンド/豪ドル)」の差損 益金が発生します。 益金が発生します。 ② (省略) 2 (現行通り) ③基準価格および証拠金額 ③基準価格および証拠金額 (省 略) (現行通り) (a) (a) (省 略) (b) (b) (現行通り)

クラス名	証拠金預託額	発注数量上限	クラス名	証拠金預託額	発注数量上限
10 k クラ	50万円未満	10 k (=1万通貨)	10 k クラ	50万円未満	10 k (=1万通貨)
ス		※発注数量は <u>10kのみ</u>	ス		※発注数量は <u>1 k~10</u>
		<u>の設定</u>			kの範囲で設定可能
50 k クラ	50万円以上	50 k (=5万通貨)	50 k クラ	50万円以上	50 k (= 5 万通貨)
ス	500万円未満	※発注数量は <u>10 k ~50</u>	ス	500万円未満	※発注数量は <u>1 k ~50</u>
		<u>k</u> の範囲で設定可能			<u>k</u> の範囲で設定可能
500 k クラ	500万円以上	500 k (=50万通貨)	500 k クラ	500万円以上	500 k (=50万通貨)
ス		※発注数量は <u>10k~500</u>	ス		※発注数量は <u>1 k~500</u>
		<u>k</u> の範囲で設定可能			<u>k</u> の範囲で設定可能

(省 略)

④手数料等

(a) (省略)

(b) スワップポイント

スワップポイントがマイナスの場合、スワップ ポイントが本口座の証拠金預託額から差引か れます。 (現行通り)

④手数料等

- (a) (現行通り)
- (b) スワップポイント

スワップポイントがマイナスの場合、スワップ ポイントが本口座の証拠金預託額から差引か れます。<u>また、円未満は付与されません。</u>

現行 変更後 \Diamond (省 略) \Diamond (現行通り) \Diamond (省 略) \Diamond (現行通り) (c) 売買価格差 (スプレッド) (c) 売買価格差 (スプレッド) (省 略) (現行通り) ◇1取引あたりの売買価格差相当額の計算方法 ◇1取引あたりの売買価格差相当額の計算方法 「売買価格差×10,000」 「売買価格差×1,000」 \Diamond (省 略) \Diamond (現行通り) $(5)\sim(9)$ (省 略) $(5)\sim(9)$ (現行通り) (省 略) (5)(5) (現行通り) 3. (省略) 3. (現行通り) 4. シストレ24に関する重要事項 4. シストレ24に関する重要事項 (1)~(10) (省略) (1)~(10) (現行通り) (11)2千通貨(2k)以上の注文を発注する際は、次 (11)2万通貨(20k)以上の注文を発注する際は、次 の点にご留意ください。 の点にご留意ください。 ①~② (省略) ①~② (現行通り) ③決済注文 ③決済注文 建玉の一部(50kの建玉のうち20kなど)を決済 建玉の一部 (5 kの建玉のうち2 kなど) を決済 することはできません。また、分割約定した建玉 することはできません。また、分割約定した建玉 は同じ決済シグナルによって決済注文が発注され は決済シグナルによって決済注文が発注されま ます。なお、発注された決済注文は、原則全量約 す。なお、発注された決済注文は、原則全量約定 定しますが、分割約定する場合があります。決済 しますが、分割約定する場合があります。決済注 注文が分割約定した場合、決済履歴で同じチケッ 文が分割約定した場合、決済履歴で同じチケット ト番号が表示されます。 番号が表示されます。 5. ~ 7. (省略) 5. ~ 7. (現行通り) 8. 金融商品取引業者である当社の概要等および苦情受 ┃8. 金融商品取引業者である当社の概要等および苦情 付•苦情処理•紛争解決 受付•苦情処理•紛争解決 $(1) \sim (2)$ (省略) $(1) \sim (2)$ (現行通り) (3) お問合せ・苦情受付窓口 (3) お問合せ・苦情受付窓口 (省 略) (現行涌り) サポートセンター サポートセンター 〒105-0003東京都港区西新橋1丁目6番21号 〒105-0003東京都港区西新橋1丁目6番21号 TEL 0120-729-566 TEL 0120-729-365

(以下現行通り)

(以下省略)

現行		 更更	後	
	以上			以上
平原	成25年4月22日			平成25年6月24日